

山口市農作業受託者支援事業 概要

地域農業の維持・発展を促進し、農山村の活性化を推進するため、農作業受託にかかる農業用機械の購入について支援を行います。
採択につきましては、要件を満たすものにつき、市の予算の範囲内で補助金を交付します。

■対象者の要件

次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- 1 山口市内において主な基幹作業※の作業受託を一作業あたり3ha以上行っており、契約書を交わしている団体または個人(ただし、農地所有適格法人・認定農業者・認定新規就農者は除く)

※主な基幹作業とは、水稻にあつては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、
麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業を言います。

■対象となる機械

| | |
|------|--|
| 機械整備 | ①トラクター ②田植機 ③コンバイン ④畑作物用の収穫機 ⑤その他受託作業に特に必要と判断する機械及び附帯機械 |
|------|--|

※ 作業受託を3ha以上おこなうために必要な機械に限ります。

※ 今年度又は来年度の春作業に必要なものが対象となります。

※ 汎用性の高いものは原則対象となりません。

■補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、農業機械の導入経費から消費税を除いた額となります。

■補助率及び補助金限度額

| 補助率 | 補助金限度額 |
|-------------|--------|
| 補助対象経費の4/10 | 50万円 |

■導入に関する要件

- 1 本事業により導入する機械・施設が、他の事業の補助対象となっていないこと。
- 2 同一年度に1回限りの申請であること。
- 3 本事業により導入する機械の利用範囲に、山口市を含むこと。
- 4 本事業により導入した機械・施設については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過しないうちに、売却、譲渡、破損や故障等による処分等は、原則認めないものとする。
- 5 その他、「山口市農作業受託者支援事業費補助金交付要綱」に記載の要件を満たすこと。

■実績報告について

事業実施後3年間は機械等の利用状況を報告すること。